

No.	質問	回答
1	契約金額が30万円以下のときに使用している請書も電子契約の対象ですか？	請書についても電子契約の対象です。
2	電子契約利用申出書の提出タイミングはいつですか？	以下ようになります。 ①入札の場合 開札日までに財政課に提出してください。 ②随意契約の場合 見積書提出と同時に発注担当課に提出してください。 電子契約利用申出書中の開札日は空欄で作成してください。